

令和5年第16回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和5年12月21日 午前10時00分	
	場 所	庁議室	
開 会 日 時		令和5年12月21日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和5年12月21日 午前10時15分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		森 脇 直 美	
		田 辺 正 保	
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	滝 川 敦 善	
委 員	委 員	濱 秀 利	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長	諸 井 公
		指導室長	藏 光 貴 弘
		給食センター所長	小 池 裕 子
		生涯学習課長	川 越 一 寿
		生涯学習課長補佐	車 塚 洋
		情報館館長	川原田 恵
		海事記念館長	菅 原 卓 己
		B&G海洋センター所長	石 田 秀 之
		温水プール館長	千 葉 隆 行
		管理課総務係長	神 奈 緒 美
	その他の者		

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報告)	
	報告第12号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	(議案)	
	議案第58号	厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓練を定めることについて【原案可決】
6		閉会

## 令和5年第16回厚岸町教育委員会

令和5年12月21日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、令和5年第16回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

                  なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長           日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会の会期を、本日、12月21日の1日間としてよろしいですか。

                  (はい。の声)

●教育長           それでは、会期を本日12月21日の1日間といたします。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和5年11月28日に開会した第15回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の田辺委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長           日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、濱委員を指名いたします。

●教育長           日程第5、報告第12号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長          ただ今上程いただきました、報告第12号「令和5年度厚岸町立中学校卒業生進路（志望）状況について」ご説

明いたします。

議案書 2 ページをご覧ください。内容は令和 5 年度厚岸町立中学校卒業生進路志望状況についてであります。

町内中学校 3 校の 3 年生 56 名に対して、12 月 8 日までに各校で「三者面談」が実施されました。その中で確認された進路志望状況についてご報告いたします。

対象生徒 56 名のうち 55 名が進学を希望しており、1 名が家事従事となっております。進学希望者のうち、特別支援学校への進学希望者は 1 名であります。

2 ページ下の進路状況の内訳をご覧ください。

厚岸翔洋高等学校への志望数は、普通科が 8 名、海洋資源科が 7 名の合計 15 名で、全体の 26.8% となっております。(昨年度 22%)

釧路管内への進学は、湖陵高等学校 7 名、江南高等学校 3 名、北陽高等学校 6 名、明輝高等学校 4 名、釧路工業高等学校 7 名、釧路商業高等学校 1 名、標茶高等学校 1 名、武修館高等学校 1 名、釧路高等専門学校 2 名となっており、合計が 32 名で全体の 57.1% となっております。(昨年度 62.3%)

釧路管外及びその他への希望は 9 名で約 16.1% となっております。今回の調査は、1 2 月現在の状況であり、今後、推薦志願者の決定や出願等が実施されます。出願等が実施されます。出願状況その他によって、希望が変更となることもあります。

以上、大変簡単ではありますが、令和 5 年度厚岸町立中学校卒業生進路志望状況についての報告を終わります。

●教育長

内容は、「令和 5 年度厚岸町立中学校卒業生進路（希望）状況について」であります。これから質疑を行います。

●濱委員

クランク校や N 校は、過去に厚岸町からは志望する子はいなかったと思いますが、今回、厚岸中学校からかな

り多いようですが、何か事情があるのでしょうか。

●指導室長 現在、不登校生徒が多い状況です。そういう生徒の進路の一つとして志望している状況です。

●教育長 いわゆる通信制高校という、学校に行けない子達の進路選択の一つとして、N校、クラーク校という選択が増え、私が来てからの管内では増えている状況です。

●濱委員 厚岸中学校が不登校生徒が増えているのでしょうか。

●指導室長 厚岸中学校だけではなく、真龍中学校も増えている状況です。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、報告第12号を終わります。

●教育長 次に議案第58号「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」議題とします。職員は提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第58号「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程は、厚岸町立学校職員が公務のために、職員が所有する自家用車を使用するときの取り扱いに関し必要な事項を定めているものであります。

今回の改正については、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に伴い、同要綱を準用している当該規程についても同様の改正をいたしたく、本案を提出するものであります。

議案書 3 ページをお開き願います。

厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令であります。

改正内容については、別途配布しております、議案第 58 号説明資料「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表」にてご説明させていただきます。

第 4 条は、自家用車の公用使用承認の制限について規定しておりますが、第 10 号の規定を、校長は、当該職員の運行前の状態を目視等での確認及びアルコール検知器を用いた確認により、酒気を帯びていることが確認された場合、自家用車の公用使用を承認してはならないという内容に改めるものであります。

第 5 条は、公用使用承認等の手続について規定しておりますが、第 4 条第 10 号の改正により、第 8 項の規定中に運転者の状態の目視等及び検知器の使用により酒気帯びの有無について確認する規定を追加し、第 9 号に、校長は、確認結果をするとともにその記録を 1 年間保存しなければならない旨の規定を追加するものであります。

次に、別記第 3 号様式は、「自家用車の公用使用承認及び行程確認簿（兼）公用車運転に係る飲酒状況確認簿」であります。今回の規定の改正に伴い、別記様式を改正するものであります。

別記第 3 号様式の変更箇所ではありますが、新旧対照表の字が小さく大変恐縮なのですが、「現行」の別記第 3 号中、右下に括弧、備考とあります。

第 4 条第 10 号の改正により、備考の 3 行目、※印の部分以降が不用となることから、字句を削るものであります。

議案書3ページにお戻り願います。

附則であります。この訓令は、令和6年1月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長                   内容は道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に伴う、同要綱を準要している厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員               各学校には、アルコール検知器が必要になるかと思いますが、設置しているのでしょうか。

●管理課長               今日現在においては、設置しておりませんが、今後は設置予定です。

●教育長                   他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長                   なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいでしょうか

(はいの声)

●教育長                   その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長                   なければ、以上で、本日の会議日程は全て終了しました。これをもちまして、第16回教育委員会を閉会します。